

小児かかりつけ診療料について

■急性期疾患を発症した際の対応の仕方や、アトピー性皮膚炎、喘息その他乳幼児期に頻繁にみられる慢性疾患の管理等について、かかりつけ医として療養上必要な指導及び診療を行います。

■他の保険医療機関との連携及びオンライン資格確認を活用して、患者が受診している医療機関を全て把握するとともに、必要に応じて専門的な医療を要する際の紹介等を行います。

■患者について、健康診査の受診状況及び受診結果を把握するとともに、発達段階に応じた助言・指導を行い、保護者からの健康相談に応じます。

一般名処方管理加算について

政府は医療費を抑えるためにジェネリック医薬品の利用を推し進めています。

ただ、先発品およびジェネリック医薬品ともに供給が不安定な状況が続いております。

そのため、ジェネリック医薬品があるお薬についてが商品名ではなく一般名（有効成分の名称）での処方（処方箋）とさせていただき、薬局で供給状況などを考慮して医薬商品名を決めていただくこととなります。

明細書発行体制等加算について

領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目のわかる明細書を無料で発行します。

発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨をお伝えください。

夜間・早朝等加算について

当院では、厚生労働省の規定により、平日 18 時以降、土曜日 12 時以降に受付をされた場合、診療時間内であっても診療料（初診料または再診料）に「夜間・早朝等加算（50 点）」を加算させていただきます。

生活習慣病管理料について

医師・看護師等のスタッフと患者様で情報を共有いたします。また、療養計画書は病状経過を鑑みて概ね 4 か月を目安に見直しを行っていきます。また、病状が安定している患者様に対して、医師が問題ないと判断した際は、28 日以上 of 長期処方やリフィル処方箋の発行を行うことが可能です。

特定疾患療養管理料について

当院では、厚生労働大臣が定める「特定疾患」を主病とする患者様に対し、計画的な治療管理（専門的な指導・助言）を行っています。

1.対象となる主な疾患：喘息、胃潰瘍、結核、悪性新生物、甲状腺障害、不整脈、心不全、慢性気管支炎、慢性肝炎（「高血圧症」「脂質異常症」「糖尿病」は本管理料の対象から除外）

2.算定について：厚生労働省の定める診療報酬規程に基づき、月に 2 回を限度として「特定疾患療養管理料」を算定させていただきます。

3.患者さんの病状に応じ 28 日以上 of 長期の投薬、リフィル処方箋の交付のいずれも対応可能です。

外来感染対策向上加算/連携強化加算について

感染管理者である院長が中心となり、標準的感染予防策に従い、職員全員で院内感染対策を推奨します。院内感染対策の基本的な考え方や関連知識の習得を目的に、研修会を定期的実施します。発熱または感染症が疑われる場合は、一般診療の方と動線を分けた診療スペースを確保して対応しています。感染対策に関して魚沼基幹病院と連携体制を構築し、定期的に必要な情報提供やアドバイスを受け院内感染対策の向上に努めます。少なくとも年 2 回程度、感染対策向上加算 1 に係る届出を行った医療機関（魚沼基幹病院）が定期的に主催する院内感染対策に関するカンファレンスに参加しています。また、新興感染症の発生等を想定した訓練に少なくとも年 1 回参加し、全職員に情報共有し感染対策のアップデートを行なっています。

電子的診療情報連携体制整備加算について

当院ではオンライン資格確認システムにより取得した情報を活用して診療を実施しております。医療 DX を通じて質の高い医療を提供できるように取り組んでおります。診療報酬明細書を患者さんに無料で交付しております。

2026 年 10 月 どんぐりこどもファミリークリニック 院長 井口 英幸